

尼崎市特別職報酬等審議会

検 討 資 料

平成 23 年 12 月

尼崎市総務局

尼崎市特別職報酬等審議会条例

昭和 40 年 12 月 27 日
条例第 37 号

(設置)

第 1 条 市議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料、期末手当及び退職手当の額(以下「報酬等の額」という。)について、市長の諮問に応じ、審議するため、尼崎市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第 2 条 市長は、報酬等の額の設定又は改定に係る条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、尼崎市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

尼崎市特別職報酬等審議会運営要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、尼崎市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第37条）第7条の規定に基づき、尼崎市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の欠員)

第2条 委員に欠員が生じたときは、市長は、新たな委員を選任することができる。

2 前項の場合において、新たな委員が選任されるまでの間は、在任の委員で審議を行う。

(審議会等の公開)

第3条 審議会及び審議録は、公開する。

2 前項の規定に関わらず、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮って審議会及び審議録を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(表決)

第5条 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長が決する。

2 前項の場合において、会長は、委員として表決に加わることができない。

(答申)

第6条 審議会は、当該諮問に係る審議を終了したときは、その結果を文書で市長に答申するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務局人事管理室給与担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

平成 23 年度尼崎市特別職報酬等審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員氏名	選出団体・職業等
いなば よしあき 稲葉 嘉昭	尼崎経営者協会会長
うえだ しょうこ 上田 祥子	学識経験者 弁護士
おおの たけし 栗野 毅	尼崎労働者福祉協議会会長
かずやま みなこ 数山 美奈子	NPO 法人シンフォニー所属
きしだ そのえ 岸田 園栄	市民委員
きみかど まさあき 公門 将彰	尼崎市社会福祉協議会理事長
さかね ひでお 坂根 英生	尼崎商工会議所副会頭
ちょう のぶこ 趙 信子	学識経験者 税理士
まつなみ じゅん 松並 潤	学識経験者 神戸大学大学院国際協力研究科教授

2 現在の状況

(平成23年4月1日現在)

市長及び副市長の年収

ア 本則規定

	給料月額	期末手当	年収
市長	1,177,000 円	5,290,615 円	19,414,615 円
副市長	942,000 円	4,234,290 円	15,538,290 円

イ 付則規定 (給与削減措置実施後)

	給料月額	期末手当	年収
市長	882,750 円 (25%削減) - 294,250 円	2,380,776 円 (55%削減) - 2,909,839 円	12,973,776 円 (約33%削減) - 6,440,839 円
副市長	753,600 円 (20%削減) - 188,400 円	2,117,145 円 (50%削減) - 2,117,145 円	11,160,345 円 (約28%削減) - 4,377,945 円

期末手当の算定式・・・(給料月額 + 給料月額 × 0.45) × 3.10 (支給月数)

市長及び副市長の退職手当

任期(4年)毎に支給

	支給額	算定式
市長	33,897,600 円	給料月額 × 0.60 × 在職月数
副市長	15,825,600 円	給料月額 × 0.35 × 在職月数

3 市長及び副市長に対する給料・期末手当及び退職手当の根拠法令

市長及び副市長の給料は、地方自治法第 204 条第 1 項により、『支給しなければならない』と規定されている。

一方、期末手当をはじめとする諸手当は、同法同条第 2 項により、『支給することができる』と規定されている。

なお、同法同条第 3 項により、これらの支給額および支給方法については、条例で定めなければならないことが規定されている。

これを受け、『尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例』及び『市長及び副市長の退職手当に関する条例』にて、市長及び副市長の給料月額、期末手当及び退職手当の支給額を規定している。

地方自治法

昭和 22 年 4 月 17 日

条例第 67 号

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

昭和 36 年 4 月 1 日

条例第 11 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

市長

副市長

固定資産評価員

(給料)

第 2 条 特別職の職員に支給する給料は、別表のとおりとする。

(その他の給与)

第 3 条 前条の規定による給料のほか、特別職の職員に対しては、尼崎市職員の給与に関する条例(昭和 32 年尼崎市条例第 24 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例に準じて手当(期末手当を除く。)を、当該特別職の職員が 6 月 1 日又は 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する場合(基準日前 1 月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合を含む。)において期末手当を支給することができる。

2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日(特別職の職員が基準日前 1 月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日)現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6 月 1 日に係る期末手当にあっては 100 分の 145、12 月 1 日に係る期末手当にあっては 100 分の 165 を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

6 月 100 分の 100

5 月以上 6 月未満 100 分の 80

3 月以上 5 月未満 100 分の 60

3 月未満 100 分の 30

3 前項の場合において、任期が満了した日に在職した市長でその任期の満了に伴う選挙により再び市長となったもの、任期が満了した日に在職した副市長及び固定資産評価員(以下「副市長等」という。)でその任期の満了に伴う選任により再び同一の職となったものその他副市長等となった者で規則で定めるものの受ける同項の期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職したものとみなす。

(給与の支給方法)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、特別職の職員の給与の支給に関しては、給与条例の規定を準用する。

(旅費)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、尼崎市職員等の旅費に関する条例(昭和 36 年尼崎市条例第 4 号)の規定を準用する。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(中略)

13 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1,177,000円」とあるのは「1,177,000円に100分の75を乗じて得た金額」と、「942,000円」とあるのは「942,000円に100分の80を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第4条第1項及び付則第3項の規定を適用する場合は、この限りでない。

(中略)

16 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に支給する第3条第2項の規定による期末手当の額の算定に係る付則第13項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の45」と、「100分の80」とあるのは「100分の50」とする。

別表

職名	給料月額
市長	1,177,000円
副市長	942,000円
固定資産評価員	717,000円

市長及び副市長の退職手当に関する条例

昭和 54 年 12 月 25 日
条例第 24 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、市長及び副市長(以下「市長等」という。)の退職手当について必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 市長等が任期満了その他の理由により退職したときは、その者(死亡による退職の場合にあっては、その者の遺族)に対し、退職手当を支給する。

(退職手当の支払)

第 3 条 退職手当は、市長等が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第 4 条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長にあっては 100 分の 60、副市長にあっては 100 分の 35 をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の在職月数の計算は、市長等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その数が 48 を超えるときは、48 とする。)による。

(退職手当の支給制限)

第 5 条 在職中禁錮^ニ以上の刑に処せられた者、懲戒免職の処分を受けた者その他在職中において市長等の職の信用を失うべき行為があつた者が退職したときは、その退職については、退職手当を支給しないこととすることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第 6 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

配偶者(婚姻の届出をしていないが、市長等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、市長等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生活を共にしていたもの

前号に掲げる者のほか、市長等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して支給する。

(口座振替の方法による支給)

第 7 条 退職手当は、退職手当を受けるべき者から申出があつたときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 165 条の 2 の規定による口座振替の方法によりこれを支給することができる。

(準用)

第 8 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、尼崎市職員退職手当支給条例(昭和 24 年尼崎市条例第 37 号)の規定を準用する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(中略)

3 平成 15 年 4 月 1 日に在職する市長が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第 4 条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職年数を乗じて得た額とする。

4 前項の在職年数は、次の方法によって計算する。

在職年数は、市長となった日の属する月から起算し、退職した日の属する月をもって終了する。

在職年数に 1 年未満の端数のあるときは、6 月以下の端数はこれを切り捨て、6 月を超える端数はこれを 1 年とする。

4 市長及び副市長の職務権限等について

地方自治法により、以下のとおり規定されている。(関連部分を抜粋)

§ 1 市長の権限関係法令

(知事及び市町村町)

第 139 条 略

2 市町村に市町村長を置く。

(任期)

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。

2 略

(兼職の禁止)

第 141 条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

(長の兼業禁止)

第 142 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(長の統括代表権)

第 147 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(事務の管理及び執行権)

第 148 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

(担当事務)

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

予算を調製し、及びこれを執行すること。

地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

会計を監督すること。

財産を取得し、管理し、及び処分すること。

公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

証書及び公文書類を保管すること。

前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(長の職務の代理)

第 152 条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

2・3 略

(職員の指揮監督)

第 154 条 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

(処分の取消し及び停止)

第 154 条の 2 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁 (道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。) 及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2・3 略

(行政機関の設置)

第 156 条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

2~5 略

(公共的団体等の監督)

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

§ 2 副市長の権限関係法令

(副知事等の設置及びその定数)

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

(副知事等の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事等の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(副知事等の兼職・兼業の禁止)

第 166 条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第 141 条、第 142 条及び第 159 条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

3 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

(副知事等の職務)

第 167 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

5 過去の特別職報酬等懇話会提言・特別職報酬等審議会答申の考え方

特別職報酬等懇話会（平成 16 年度）においては常勤特別職の退職手当について、また特別職報酬等審議会（平成 19 年度）においては常勤特別職の給料及び期末手当について、協議を行っている。

特別職報酬等懇話会提言（平成 16 年度）

ア 常勤特別職の退職手当について

退職手当を含めた年収水準をもとに、一般職最高位の者の年収と、市長、助役、収入役のそれとの較差比較を行った。その結果、以下の結論に達した。

市長・・・給与削減措置前の水準で一般職最高年収者（局長級）の約 2 倍

助役・・・市長の年収の 70%

収入役・・・市長の年収の 60%

これにより、退職手当の水準は阪神間 6 市（西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西・三田）の平均に近似することとなった。

< H16 特別職報酬等懇話会開催時点の状況（当時） >

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	21,323,520	35,539,200	120,833,280	30,208,320	210.9%	100.0%
助役	17,228,160	16,749,600	85,662,240	21,415,560	149.5%	70.9%
収入役	14,584,320	10,938,240	69,275,520	17,318,880	120.9%	57.3%
局長級最高額	13,316,651	4,016,812	57,283,416	14,320,854	100.0%	47.4%

局長級の退職手当は支給予定額÷勤続年数×4年で算定

< H16 特別職報酬等懇話会提言による状況（当時） >

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	21,323,520	26,654,400	111,948,480	27,987,120	195.4%	100.0%
助役	17,228,160	14,356,800	83,269,440	20,817,360	145.4%	74.4%
収入役	14,584,320	9,722,880	68,060,160	17,015,040	118.8%	60.8%
局長級最高額	13,316,651	4,016,812	57,283,416	14,320,854	100.0%	51.2%

局長級の退職手当は支給予定額÷勤続年数×4年で算定

< 阪神間 6 市との退職手当比較（当時） >

	市長	助役	収入役
特別職報酬等懇話会提言時点	35,539,200	16,749,600	10,938,240
特別職報酬等懇話会提言内容	26,654,400	14,356,800	9,722,880
特別職報酬等懇話会時の阪神間6市平均	26,898,000	14,308,320	9,827,920

特別職報酬等審議会答申（平成 19 年度）

平成 16 年度の特別職報酬等懇話会提言と同様、一般職最高額の年収と、市長、副市長との較差比較を行い、年収総額を決定した。

具体的には市長は一般職最高額の年収の 1.686 倍、副市長は市長の 80% 程度の年収とすることが妥当との答申が示された。そこから逆算して、各々の給料月額と期末手当の額を導き出した。

なお、それまで一般職の最高位である局長級と同様の算定式を用いていた期末手当は、国の特別職と同様の算定式に改められた。

現在の状況

退職手当の算定式自体は平成16年当時と変化はないが、の特別職報酬等審議会の答申に従い、平成20年4月1日に給料月額及び期末手当の算定式を改正したことにより、年収水準に変動が生じた結果、以下のとおりとなっている。

なお、平成19年度より助役は副市長に移行し、収入役は廃止している。

<現在の状況>

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	19,414,615	33,897,600	111,556,060	27,889,015	223.4%	100.0%
副市長	15,538,290	15,825,600	77,978,760	19,494,690	156.2%	69.9%
局長級最高額	11,460,661	4,094,773	49,937,417	12,484,354	100.0%	44.8%

特別職の年収は期末手当3.1月分で算定 局長級の年収は期末勤勉3.95月分で算定(扶養等除外)
局長級の退職手当は(最高号給[553,800]×59.28+3百万)÷35×4年で算定

<H16 特別職報酬等審議会の提言どおりの退職手当とした場合>

区分	年収 A	退職手当 B	4年間の収入総額 A×4年+B=C	退手込みの年収 C/4	局長級 最高を100	市長を 100
市長	19,414,615	25,423,200	103,081,660	25,770,415	206.4%	100.0%
副市長	15,538,290	13,564,800	75,717,960	18,929,490	151.6%	73.5%
局長級最高額	11,460,661	4,094,773	49,937,417	12,484,354	100.0%	48.4%

特別職の年収は期末手当3.1月分で算定 局長級の年収は期末勤勉3.95月分で算定(扶養等除外)
局長級の退職手当は(最高号給[553,800]×59.28+3百万)÷35×4年で算定